

札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

(1) 逮捕・起訴事案

被処分者①は、平成25年5月27日に勤務先である豊平区の自席パソコンから自己のアカウントを病院局サーバの管理者権限グループに不正に追加した容疑で平成26年6月4日に逮捕、同月25日に起訴され、また、病院局在職中の平成24年11月5日に執行された指名競争入札に関し、特定の業者に落札させる目的から入札に関する秘密事項を当該業者に教示し落札させるなど入札等の公正を害すべき行為を行った容疑で平成26年6月25日に再逮捕、同年7月13日に追起訴された。

(2) 不適切な物品調達

被処分者①は、病院局在職中の平成23年度以降、業者と示し合わせた上で、消耗品等を発注したことにし、実際にはパソコンやプリンタを納品させるという不適切な物品調達を行っていたほか、調達物品の一部を自己で保有していた。

(3) 不適切なアクセス権限の付与

被処分者①は、病院局在職中、平成24年4月に病院局より財政局に異動となった被処分者②から「残務整理や業務引継ぎのため異動先から病院局サーバにアクセス可能にしてほしい」旨の依頼を受け、正式な手続き等を経ずに被処分者②に対し病院局サーバへのアクセス権限を付与した。

また、被処分者②は、残務整理等が一段落した後も、病院局サーバにアクセスし、サーバ内のファイルを閲覧していたことが判明した。

2 被処分者及び処分内容

(1) 被処分者①

豊平区市民部戸籍住民課住民記録担当係長

事務職員 みや 宮 かわ 川 たか 貴 ゆき 行 (50歳) 懲戒免職

(2) 被処分者②

財政局係長職 40歳代 戒告

(3) 管理監督者

教育委員会部長職 (当時：病院局部長職) 50歳代 減給1月

3 処分日

平成26年9月19日 (金)

※ 管理監督者については、教育委員会において処分を実施。